

建設業許可の手引

(平成29年6月30日改訂)

島根県土木部土木総務課
建設産業対策室

総目次

1	建設業許可制度の概要	P. 1
2	許可申請区分と手数料一覧	P. 5
3	許可申請書類一覧（申請書・添付書類・確認書類）	P. 6
4	「経營業務の管理責任者」に係る要件確認書類一覧	P. 19
5	「常勤性」の確認書類一覧	P. 24
6	「健康保険等の加入状況」に関する確認書類	P. 30
7	変更等の届出及び提出書類一覧	P. 31

本書「建設業許可の手引き」内赤字部分…平成28年6月1日改正部分

本書「建設業許可の手引き」内青字部分…平成28年11月1日改正部分

本書「建設業許可の手引き」内緑字部分…平成29年6月30日改正部分

建設業許可制度の概要

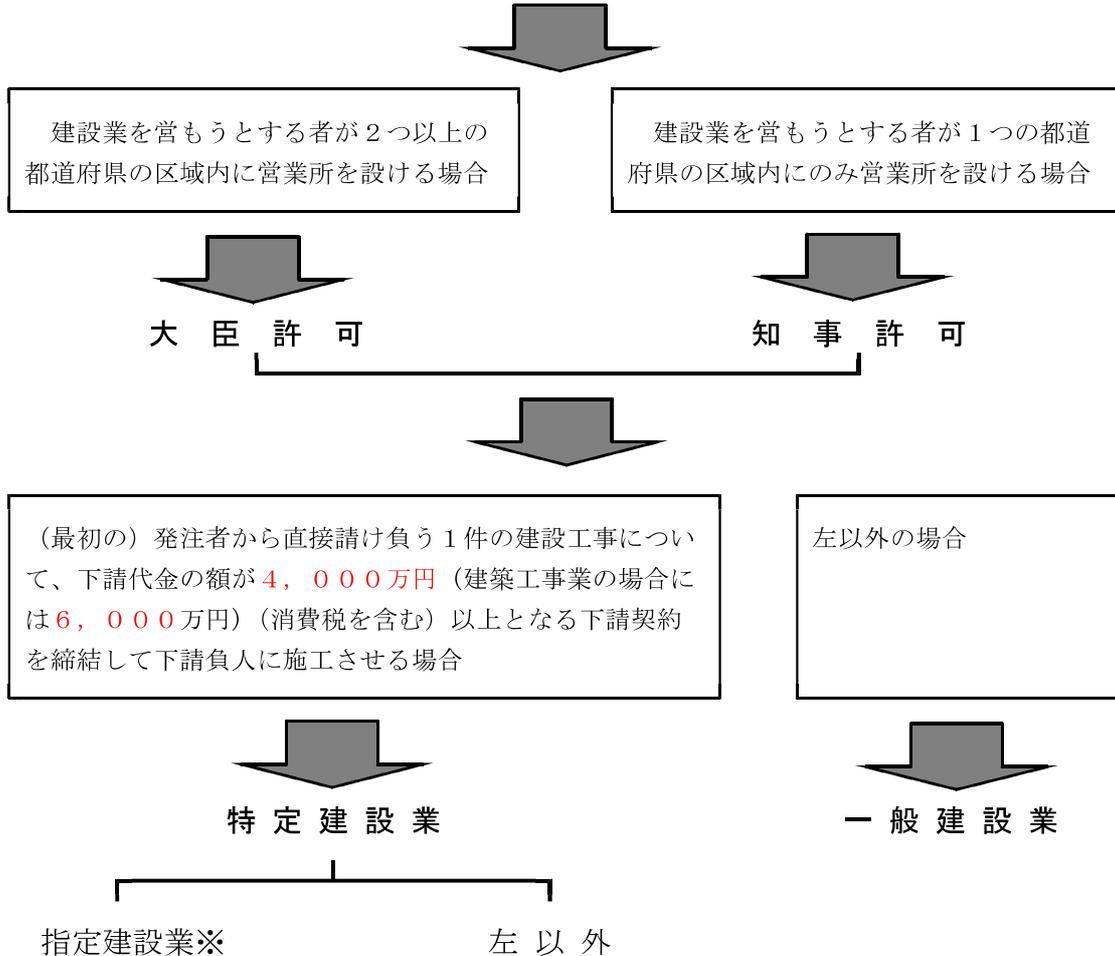
1 許可区分

- ◆建設業を営もうとする者は、建設工事の種類ごと（29業種）に許可が必要。
ただし、軽微な建設工事※のみを請け負って営業する者は、許可を要しない。

※「軽微な建設工事」とは

「建築一式工事以外」の場合：工事一件の請負代金の額が500万円（消費税込）未満の建設工事

「建築一式工事」の場合：工事一件の請負代金の額が1,500万円（消費税込）未満の工事又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事



※「指定建設業」とは

・土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業の7業種

・施行技術の総合性を考慮して指定されており、上記7業種の特定建設業の許可を受けようとする者の専任技術者は、1級の国家資格者、技術士の資格者もしくは国土交通大臣の特別認定者でなければなりません。

2 許可の有効期間

- ◆許可の有効期間は、許可日から5年間。
- ◆引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間が満了する30日前までに更新の手続きを取らなければならない。
- ◆更新の途中で（更新の許可申請書を提出済み）である場合は、有効期間の満了後であっても、許可又は不許可の処分があるまでは、従前の許可が有効となる。

3 許可要件

- (1) 「経營業務の管理責任者」としての経験がある者を有していること
- (2) 「専任技術者」を営業所ごとに配置していること
- (3) 請負契約に関して「誠実性」を有していること
- (4) 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること

一般建設業	特定建設業
次の いずれか に該当すること。 ①自己資本の額が500万円以上であること。 ②500万円以上の資金を調達する能力を有すること。 ③許可申請直前の5年間許可を受けて継続して建設業を営業した実績を有すること。	つぎの すべて に該当すること。 ①欠損の額が資本金の額の20パーセントを超えていないこと。 ②流動比率が75パーセント以上であること。 ③資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

- (5) 許可を得ようとする者が次に掲げる事項に該当しないこと

①許可申請書又はその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載若しくは重要な事実の記載が欠けている場合

②以下のいずれかの事項に該当する者《欠格要件》

- ・成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者（役員等（建設業法第5条第3号に規定する者をいう。以下同じ。）、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
- ・不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
- ・許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
- ・許可の取消処分を免れるための廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等若しくは政令で定める使用人であった者又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
- ・営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ・営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
- ・建設業法、又は一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
- ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
- ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法人である場合にあっては、当該法人及びその役員等）が上記のいずれかに該当する者
- ・暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 許可後に必要な手続き

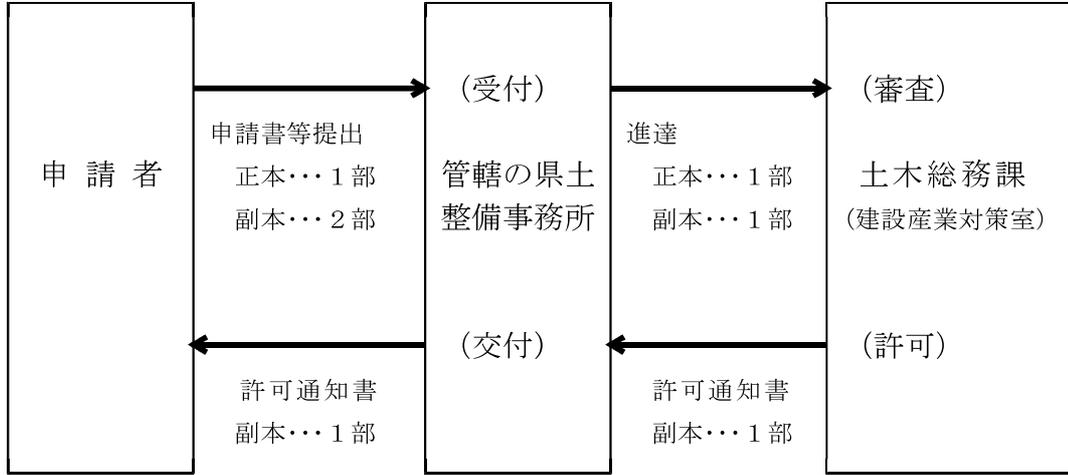
申請事項に変更があった場合には、その都度、「変更届」等を提出しなければなりません。なお、変更事項によって、届出期間がそれぞれ定められています。

5 許可手続について

申請や届出の内容によって、必要な書類や方法が異なる場合がありますので、詳しくは島根県土木総務課建設産業対策室（電話：0852-22-5185）又はお近くの県土整備事務所にお問い合わせください。

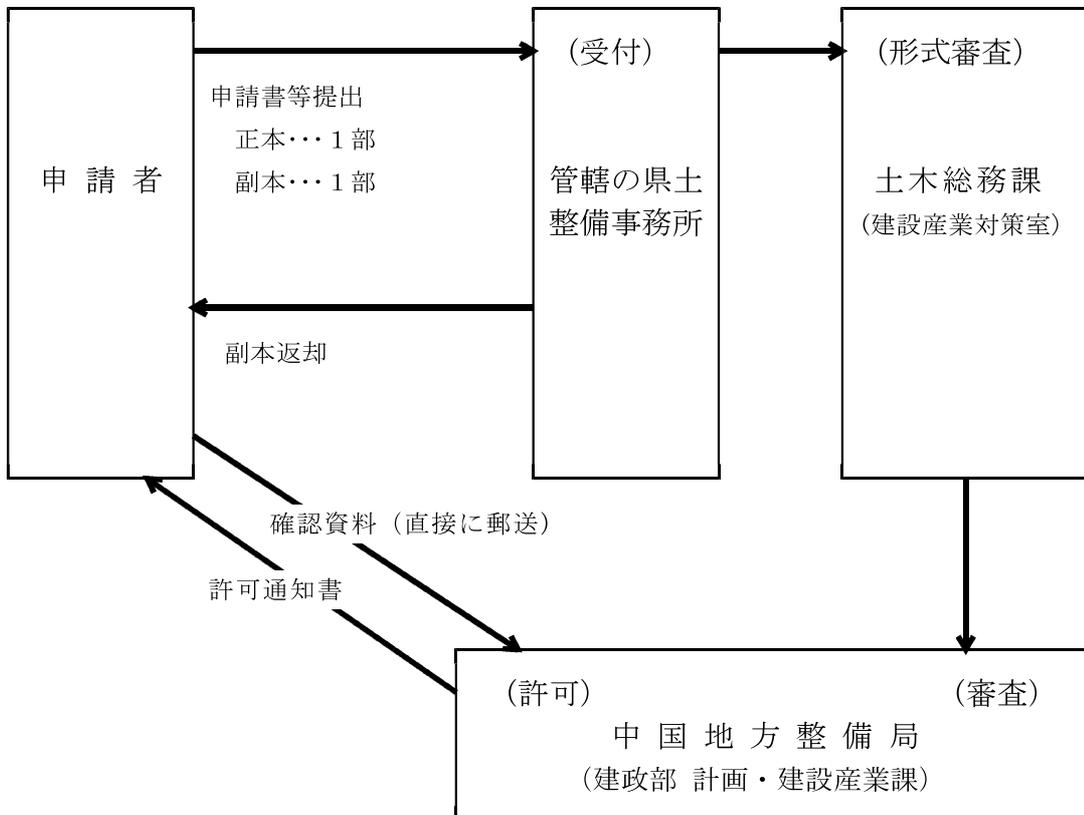
6 許可手続の流れ

(1) 島根県知事許可



申請から許可までの標準処理期間：50日

(2) 国土交通大臣許可（島根県内に主たる営業所がある場合）



許可申請区分と手数料一覧

建設業許可の「申請区分」と「手数料」は、下記のとおりです。

※[]は一般建設業と特定建設業を同時に申請する場合

申請区分	申請内容	許可手数料 (知事許可)
1 新規	1. 初めて許可を申請する場合 2. 許可の有効期間が切れたことに伴い、新たに許可を申請する場合 3. 個人企業として許可を受けている者が、法人として改めて許可を申請する場合 4. 合併、譲渡又は会社分割に伴い、新たに許可を申請する場合 等	9万円 [18万円]
2 許可換え新規	1. 国土交通大臣許可を受けた者が、島根県内へのみ営業所を有することになったことにより、島根県知事許可を申請する場合 2. 他都道府県知事許可を受けた者が、島根県内へのみ営業所を有することになったことにより、島根県知事許可を申請する場合	9万円 [18万円]
3 般・特新規	1. 一般建設業の許可のみを受けている者が、特定建設業の許可を申請する場合 2. 特定建設業の許可のみを受けている者が、一般建設業の許可を申請する場合 *1	9万円
4 業種追加	1. 一般建設業の許可を受けている者が、他の一般建設業の許可を申請する場合 2. 特定建設業の許可を受けている者が、他の特定建設業の許可を申請する場合	5万円 [10万円]
5 更新	既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合	5万円 [10万円]
6 般・特新規+業種追加	区分3と4を同時に申請する場合	14万円
7 般・特新規+更新	区分3と5を同時に申請する場合 *3	14万円
8 業種追加+更新	区分4と5を同時に申請する場合 *3	10万円 [15・20万円] *2
9 般・特新規+業種追加+更新	区分3、4、5を同時に申請する場合 *3	19万円

*1 特定建設業の許可のみを受けている場合

- ・許可を受けている業種の一部について一般建設業の許可を申請しようとする場合は、当該業種を廃止させた後、新たに「般・特新規」として申請する必要があります。
- ・許可を受けている業種の全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合は、全部の業種を廃止させた後、新たに「新規」として一般建設業の許可を申請する必要があります。

*2 「業種追加+更新」の手数料について

- ・一般又は特定的一方を業種追加 + 一般及び特定を同時に更新 ⇒ 15万円
- ・一般及び特定を同時に業種追加 + 一般及び特定を同時に更新 ⇒ 20万円

*3 従来の建設業許可の有効期限が、原則として**2カ月以上**残っていることとする。

- ★ 手数料は「島根県収入証紙」により納付してください。
- ★ 証紙は「様式第1号 別紙3」に貼付して提出してください。

許可申請書類一覽
(申請書・添付書類・確認書類)

島根県土木部土木総務課
建設産業対策室

目 次

1	新規許可申請の場合(1)..... P. 8
	○過去建設業許可を受けたことがなく、初めて許可申請をする場合
	○許可の有効期限が切れたことに伴う新規申請をする場合(許可切れ新規申請)
2	新規許可申請の場合(2)..... P. 9
	○個人業で許可を受けた方が、法人を設立したことに伴い、法人として改めて新規許可申請をする場合(法人成新規申請)
	○営業譲渡又は合併に伴い、新規許可申請をする場合 等
3	新規許可申請(許可換)の場合..... P. 10
	○許可換新規許可申請をする場合
	(大臣許可→島根県知事許可、他都道府県知事許可→島根県知事許可)
4	般特新規許可申請の場合..... P. 11
5	業種追加許可申請の場合..... P. 12
6	更新許可申請の場合..... P. 13
7	般特新規+業種追加許可申請の場合.....P. 14
8	般特新規+更新許可申請の場合.....P. 15
9	業種追加+更新許可申請の場合.....P. 16
10	般特新規+業種追加+更新許可申請の場合.....P. 17
11	注意事項..... P. 18

※ 申請内容を審査する際に必要が生じた場合には、各一覧表に記載する以外に別途資料等の提出を求める場合がありますので、あらかじめご承知ください。

【許可申請区分1:新規許可申請の場合(1)】

○許可を受けていない者が、初めて建設業許可の申請をする場合

○許可の有効期限が切れたことに伴い、新たに許可を申請する場合(許可切れ新規申請)

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の可否		備考
		法人	個人	
第 1 号	建設業許可申請書	○	○	個人:添付不要 「営業所所在地の案内図」を含む 別紙2に記載した営業所順に記載
	別紙1:役員等の一覧表	○	×	
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	○	○	
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	×	×	
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄 別紙4:専任技術者一覧表	○	○	
第 2 号	工事経歴書	○	○	
第 3 号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	○	○	
第 4 号	使用人数	○	○	
第 6 号	誓約書	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	※1 → P18を参照
	身分証明書	○	○	※2 → P18を参照
第 7 号	経營業務の管理責任者証明書 別紙:経營業務の管理責任者の略歴書	○	○	
第 8 号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	
第 9 号	実務経歴証明書	○	○	・専任技術者、国家資格者、監理技術者について、該当するもののみ ・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	卒業証明書	○	○	
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	○	○	
	監理技術者資格者証(写)	○	○	
第 10 号	指導監督的実務経歴証明書	△	△	特定建設業の許可を受けようとする場合で、建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第 11 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第 11 号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表	○	○	該当者がいない場合も「該当者なし」と記入して提出
第 12 号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調査	○	○	経營業務の管理責任者については、作成不要 ※7 → P18を参照
第 13 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	△	△	・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要 原本証明が必要
	定款	○	×	
第 14 号	株主(出資者)調査	○	×	
第 15 号	貸借対照表	○	×	
第 16 号	損益計算書 完成工事原価報告書	○	×	
第 17 号	株主資本等変動計算書	○	×	
第 17 号の2	注記表	○	×	
第 17 号の3	附属明細表	△	×	※3 → P18を参照
第 18 号	貸借対照表	×	○	
第 19 号	損益計算書	×	○	
	登記事項証明書	○	△	個人:支配人登記する場合のみ
第 20 号	営業の沿革	○	○	
第 20 号の2	所属建設業者団体	○	○	未加入の場合も「なし」と記入して提出
	事業税の納税証明書 (納税すべき額及び納付済額)	○	○	
第 20 号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
第 20 号の4	主要取引金融機関名	○	○	
	500万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいずれかの書類	△	△	一般建設業の許可申請の場合で、自己資本の額が500万円未満の場合
第 22 号の4	廃業届	×	×	
	「経營業務の管理責任者」の要件を確認する書類	○	○	※4 → P20～を参照
	「経營業務の管理責任者」の常勤性を確認する書類	○	○	※5 → P25～を参照
	「専任技術者」の常勤性を確認する書類	○	○	
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する書類	△	△	該当者がいる場合
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○	○	※6 → P30を参照
	法人番号を確認する書類	△	×	個人:添付不要 法人:P18参照

区分:○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印・・・提出する必要がある書類

【許可申請区分1:新規許可申請の場合(2)】

- 個人企業で許可を受けている者が、法人を設立したことに伴い、新たに法人として許可を申請する場合(法人成
新規申請)
- 合併、譲渡又は会社分割に伴い、新たに許可を申請する場合 等

様式番号	書類の名称等	申請者区分及 び提出の要否		備考
		法人	個人	
第 1 号	建設業許可申請書	○		
	別紙1:役員等の一覧表	○		
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	○		「営業所所在地の案内図」を含む
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	×		
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	○		
	別紙4:専任技術者一覧表	○		別紙2に記載した営業所順に記載
第 2 号	工事経歴書	○		
第 3 号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	○		
第 4 号	使用人数	○		
第 6 号	誓約書	○		
	登記されていないことの証明書	○		※1 → P18を参照
	身分証明書	○		※2 → P18を参照
第 7 号	経營業務の管理責任者証明書	○		
	別紙:経營業務の管理責任者の略歴書	○		
第 8 号	専任技術者証明書(新規・変更)	○		
第 9 号	実務経歴証明書	○		
	卒業証明書	○		・専任技術者、国家資格者、監理技術者について、該当するもののみ ・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	○		
	監理技術者資格者証(写)	○		
第 10 号	指導監督的実務経歴証明書	△		特定建設業の許可を受けようとする場合で建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第 11 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△		法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第 11 号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表	○		該当者がいない場合も、様式内に「該当者なし」と記入して提出
第 12 号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調査書	○		経營業務の管理責任者については、作成不要 ※7 → P18を参照
第 13 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査書	△		・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要 原本証明が必要
	定款	○		
第 14 号	株主(出資者)調査書	○		
第 15 号	貸借対照表	○		
第 16 号	損益計算書 完成工事原価報告書	○		
第 17 号	株主資本等変動計算書	○		
第 17 号の2	注記表	○		
第 17 号の3	附属明細表	△		※3 → P18を参照
第 18 号	貸借対照表	×		
第 19 号	損益計算書	×		
	登記事項証明書	○		
第 20 号	営業の沿革	○		
第 20 号の2	所属建設業者団体	○		未加入の場合も「なし」と記入して提出
	事業税の納税証明書 (納税すべき額及び納付済額)	○		
第 20 号の3	健康保険等の加入状況	○		
第 20 号の4	主要取引金融機関名	○		
	5百万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいずれかの書類	△		一般建設業の許可申請の場合で、自己資本の額が5百万円未満の場合
第 22 号の4	廃業届	○		
	「経營業務の管理責任者」の要件を確認する書類	○		※4 → P20～を参照
	「経營業務の管理責任者」の常勤性を確認する書類	○		※5 → P25～を参照
	「専任技術者」の常勤性を確認する書類	○		
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する書類	△		該当者がいる場合
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○		※6 → P30を参照
	法人番号を確認する書類	△		個人:添付不要 法人:P18参照
	建設工事等人札参加資格承継申請書	△		資格を承継する場合のみ

区分:○印・・・必ず提出する必要がある書類
△印・・・備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類
×印・・・提出する必要がある書類

【許可申請区分2:新規許可申請の場合(許可換え新規)】

○現在有効な許可を受けている許可行政庁から、他の許可行政庁に変更して許可を申請する場合
(大臣許可→島根県知事許可、他都道府県知事許可→島根県知事許可)

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の可否		備考
		法人	個人	
第 1 号	建設業許可申請書	○	○	個人:提出不要 「営業所所在地の案内図」を含む 別紙2に記載した営業所順に記載
	別紙1:役員等の一覧表	○	×	
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	○	○	
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	×	×	
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄 別紙4:専任技術者一覧表	○	○	
第 2 号	工事経歴書	×	×	
第 3 号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	×	×	
第 4 号	使用人数	×	×	
第 6 号	誓約書	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	※1 → P18を参照
	身分証明書	○	○	※2 → P18を参照
第 7 号	経營業務の管理責任者証明書	○	○	
	別紙:経營業務の管理責任者の略歴書	○	○	
第 8 号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	
第 9 号	実務経験証明書	○	○	・専任技術者、国家資格者、監理技術者について、該当するもののみ ・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	卒業証明書	○	○	
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	○	○	
	監理技術者資格者証(写)	○	○	
第 10 号	指導監督的実務経験証明書	△	△	特定建設業の許可を受けようとする場合で建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第 11 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第 11 号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表	○	○	該当者がいない場合も、様式内に「該当者なし」と記入して提出
第 12 号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	経營業務の管理責任者については、作成不要 ※7 → P18を参照
第 13 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	△	・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要 原本証明が必要
	定款	○	×	
第 14 号	株主(出資者)調書	○	×	
第 15 号	貸借対照表	○	×	
第 16 号	損益計算書 完成工事原価報告書	○	×	
第 17 号	株主資本等変動計算書	○	×	
第 17 号の2	注記表	○	×	
第 17 号の3	附属明細表	△	×	※3 → P18を参照
第 18 号	貸借対照表	×	○	
第 19 号	損益計算書	×	○	
	登記事項証明書	○	△	個人:支配人登記する場合のみ
第 20 号	営業の沿革	○	○	
第 20 号の2	所属建設業者団体	○	○	未加入の場合も「なし」と記入して提出
	事業税の納税証明書 (納税すべき額及び納付済額)	○	○	
第 20 号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
第 20 号の4	主要取引金融機関名	○	○	
	5百万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいずれかの書類	△	△	一般建設業の許可申請の場合で、自己資本の額が5百万円未満の場合
第 22 号の4	廃業届	×	×	
	「経營業務の管理責任者」の要件を確認する書類	○	○	※4 → P20～を参照
	「経營業務の管理責任者」の常勤性を確認する書類	○	○	※5 → P25～を参照
	「専任技術者」の常勤性を確認する書類	○	○	
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する書類	△	△	該当者がいる場合
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○	○	※6 → P30を参照
	法人番号を確認する書類	△	×	個人:添付不要 法人:P18参照

区分:○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がある書類

【許可申請区分3:般・特新規許可申請の場合】

- 一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を申請する場合。
 ○特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を申請する場合。

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第 1 号	建設業許可申請書	○	○	
	別紙1:役員等の一覧表	○	×	個人:提出不要
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	○	○	「営業所所在地の案内図」を含む
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	×	×	
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	○	○	
	別紙4:専任技術者一覧表	○	○	別紙2に記載した営業所順に記載
第 2 号	工事経歴書	○	○	般・特新規に関する業種のみ
第 3 号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	○	○	
第 4 号	使用人数	○	○	
第 6 号	誓約書	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	※1 → P18を参照
	身分証明書	○	○	※2 → P18を参照
第 7 号	経營業務の管理責任者証明書	○	○	
	別紙:経營業務の管理責任者の略歴書	○	○	
第 8 号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	
第 9 号	実務経歴証明書	○	○	・専任技術者、国家資格者、監理技術者について、該当するもののみ ・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	卒業証明書	○	○	
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	○	○	
	監理技術者資格者証(写)	○	○	
第 10 号	指導監督的実務経歴証明書	△	△	特定建設業の許可を受けようとする場合で建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第 11 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第 11 号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表	△	△	一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合のみ
第 12 号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	経營業務の管理責任者については、作成不要 ※7 → P18を参照
第 13 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	△	・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	△	×	定款の変更を要する場合のみ原本証明が必要
第 14 号	株主(出資者)調書	×	×	
第 15 号	貸借対照表	×	×	
第 16 号	損益計算書 完成工事原価報告書	×	×	
第 17 号	株主資本等変動計算書	×	×	
第 17 号の2	注記表	×	×	
第 17 号の3	附属明細表	×	×	
第 18 号	貸借対照表	×	×	
第 19 号	損益計算書	×	×	
	登記事項証明書	△	△	登記事項の変更を要する場合のみ提出
第 20 号	営業の沿革	×	×	
第 20 号の2	所属建設業者団体	×	×	
	事業税の納税証明書(納税すべき額及び納付済額)	×	×	
第 20 号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
第 20 号の4	主要取引金融機関名	×	×	
	500万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいずれかの書類	△	△	自己資本の額が500万円未満のものが、新規許可後5年以内に一般建設業の申請を行う場合
第 22 号の4	廃業届	△	△	専任技術者の基準を満たさなくなったことにより、特定許可を受けた業種を一般許可に換える場合
	「経營業務の管理責任者」の要件を確認する書類	×	×	
	「経營業務の管理責任者」の常勤性を確認する書類	○	○	※5 → P25～を参照
	「専任技術者」の常勤性を確認する書類	○	○	
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する書類	△	△	該当者がいる場合
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○	○	※6 → P30を参照
	法人番号を確認する書類	△	×	個人:添付不要 法人:P18参照

区分:○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印・・・提出する必要がない書類

【許可申請区分4:業種追加許可申請の場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第 1 号	建設業許可申請書	○	○	個人:提出不要 「営業所所在地の案内図」を含む 別紙2に記載した営業所順に記載
	別紙1:役員等の一覧表	○	×	
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	○	○	
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	×	×	
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	○	○	
	別紙4:専任技術者一覧表	○	○	
第 2 号	工事経歴書	○	○	追加業種のみ記載で可
第 3 号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	○	○	
第 4 号	使用人数	○	○	
第 6 号	誓約書	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	※1 → P18を参照
	身分証明書	○	○	※2 → P18を参照
第 7 号	経營業務の管理責任者証明書	○	○	
	別紙:経營業務の管理責任者の略歴書	○	○	
第 8 号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	
第 9 号	実務経験証明書	○	○	・新たに届け出る資格等又は技術者がいる場合のみ ・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	卒業証明書	○	○	
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	○	○	
	監理技術者資格者証(写)	○	○	
第 10 号	指導監督的実務経験証明書	△	△	特定建設業の許可を受けようとする場合で建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第 11 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第 11 号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表	×	×	
第 12 号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調査	○	○	経營業務の管理責任者については、作成不要 ※7 → P18を参照
第 13 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	△	△	・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	△	×	定款の変更を要する場合のみ 原本証明が必要
第 14 号	株主(出資者)調査	×	×	
第 15 号	貸借対照表	×	×	
第 16 号	損益計算書 完成工事原価報告書	×	×	
第 17 号	株主資本等変動計算書	×	×	
第 17 号の2	注記表	×	×	
第 17 号の3	附属明細表	×	×	
第 18 号	貸借対照表	×	×	
第 19 号	損益計算書	×	×	
	登記事項証明書	△	△	登記事項の変更を要する場合のみ提出
第 20 号	営業の沿革	×	×	
第 20 号の2	所属建設業者団体	×	×	
	事業税の納税証明書(納税すべき額及び納付済額)	×	×	
第 20 号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
第 20 号の4	主要取引金融機関名	×	×	
	500万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいずれかの書類	△	△	自己資本の額が500万円未満のものが、新規許可後5年以内に一般建設業の申請を行う場合
第 22 号の4	廃業届	△	△	専任技術者の基準を満たさなくなったことにより、特定許可を受けた業種を一般許可に換える場合
	「経營業務の管理責任者」の要件を確認する書	×	×	
	「経營業務の管理責任者」の常勤性を確認する書類	○	○	※5 → P25～を参照
	「専任技術者」の常勤性を確認する書類	○	○	
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する書類	△	△	該当者がいる場合
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○	○	※6 → P30を参照
	法人番号を確認する書類	△	×	個人:添付不要 法人:P18参照

区分:○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印・・・提出する必要がある書類

【許可申請区分5:更新許可申請の場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の可否		備考
		法人	個人	
第 1 号	建設業許可申請書	○	○	個人:提出不要 「営業所所在地の案内図」を含む 別紙2に記載した営業所順に記載
	別紙1:役員等の一覧表	○	×	
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	×	×	
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	○	○	
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	○	○	
第 2 号	別紙4:専任技術者一覧表	○	○	
第 2 号	工事経歴書	×	×	
第 3 号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	×	×	
第 4 号	使用人数	×	×	
第 6 号	誓約書	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	※1 → P18を参照
	身分証明書	○	○	※2 → P18を参照
第 7 号	経營業務の管理責任者証明書	○	○	
	別紙:経營業務の管理責任者の略歴書	○	○	
第 8 号	専任技術者証明書(新規・変更)	×	×	
第 9 号	実務経験証明書	×	×	
	卒業証明書	×	×	
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	×	×	
	監理技術者資格者証(写)	×	×	
第 10 号	指導監督的実務経験証明書	×	×	
第 11 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第 11 号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表	×	×	
第 12 号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調査	○	○	経營業務の管理責任者については、作成不要 ※7 → P18を参照
第 13 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	△	△	・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	△	×	定款の変更を要する場合のみ 原本証明が必要 変更を要する場合のみ提出
第 14 号	株主(出資者)調査	△	×	
第 15 号	貸借対照表	×	×	
第 16 号	損益計算書 完成工事原価報告書	×	×	
第 17 号	株主資本等変動計算書	×	×	
第 17 号の2	注記表	×	×	
第 17 号の3	附属明細表	×	×	
第 18 号	貸借対照表	×	×	
第 19 号	損益計算書	×	×	
	登記事項証明書	×	×	
第 20 号	営業の沿革	○	○	
第 20 号の2	所属建設業者団体	△	△	記載事項に変更がある場合
	事業税の納税証明書 (納税すべき額及び納付済額)	×	×	
第 20 号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
第 20 号の4	主要取引金融機関名	×	×	
	500万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいずれかの書類	×	×	
第 22 号の4	廃業届	×	×	
	「経營業務の管理責任者」の要件を確認する書	×	×	
	「経營業務の管理責任者」の常勤性を確認する書類	○	○	※5 → P25～を参照
	「専任技術者」の常勤性を確認する書類	○	○	
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する書類	△	△	該当者がいる場合
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○	○	※6 → P30を参照
	法人番号を確認する書類	△	×	個人:添付不要 法人:P18参照

区分:○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印・・・提出する必要がある書類

【許可申請区分6: 般・特新規+業種追加許可申請の場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の可否		備考
		法人	個人	
第 1 号	建設業許可申請書	○	○	個人:提出不要 「営業所所在地の案内図」を含む 別紙2に記載した営業所順に記載
	別紙1:役員等の一覧表	○	×	
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	○	○	
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	×	×	
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄 別紙4:専任技術者一覧表	○	○	
第 2 号	工事経歴書	○	○	般・特新規又は業種追加に関する業種のみ
第 3 号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	○	○	
第 4 号	使用人数	○	○	
第 6 号	誓約書	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	※1 → P18を参照
	身分証明書	○	○	※2 → P18を参照
第 7 号	経營業務の管理責任者証明書 別紙:経營業務の管理責任者の略歴書	○	○	
第 8 号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	
第 9 号	実務経歴証明書 卒業証明書 国家資格の合格証明書等資格証明書(写) 監理技術者資格者証(写)	○	○	・専任技術者、国家資格者、監理技術者について、該当するもののみ ・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
第 10 号	指導監督的実務経歴証明書	△	△	特定建設業の許可を受けようとする場合で建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第 11 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第 11 号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表	△	△	一般建設業の許可のみ受けている者が特定建設業の許可を申請する場合のみ
第 12 号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調査	○	○	経營業務の管理責任者については、作成不要 ※7 → P18を参照
第 13 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査 定款	△	△	・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
		△	×	定款の変更を要する場合のみ 原本証明が必要
第 14 号	株主(出資者)調査	×	×	
第 15 号	貸借対照表	×	×	
第 16 号	損益計算書 完成工事原価報告書	×	×	
第 17 号	株主資本等変動計算書	×	×	
第 17 号の2	注記表	×	×	
第 17 号の3	附属明細表	×	×	
第 18 号	貸借対照表	×	×	
第 19 号	損益計算書 登記事項証明書	×	×	登記事項の変更を要する場合のみ提出
第 20 号	営業の沿革	×	×	
第 20 号の2	所属建設業者団体 事業税の納税証明書 (納税すべき額及び納付済額)	×	×	
第 20 号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
第 20 号の4	主要取引金融機関名	×	×	
	5百万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいずれかの書類	△	△	自己資本の額が5百万円未満のものが、新規許可後5年以内に一般建設業の申請を行う場合
第 22 号の4	廃業届 「経營業務の管理責任者」の要件を確認する書 「経營業務の管理責任者」の常勤性を確認する書類 「専任技術者」の常勤性を確認する書類 建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する書類 「健康保険等の加入状況」を確認する書類 法人番号を確認する書類	△ × ○ ○ △ ○ △	△ × ○ ○ △ ○ ×	専任技術者の基準を満たさなくなったことにより、特定許可を受けた業種を一般許可に換える場合 ※5 → P25～を参照 該当者がいる場合 ※6 → P30を参照 個人:添付不要 法人:P18参照

区分:○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印・・・提出する必要がない書類

【許可申請区分7:般・特新規+更新許可申請の場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第 1 号	建設業許可申請書	○	○	
	別紙1:役員等の一覧表	○	×	個人:提出不要
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	○	○	「営業所所在地の案内図」を含む
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	○	○	
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	○	○	
別紙4:専任技術者一覧表	○	○	別紙2に記載した営業所順に記載	
第 2 号	工事経歴書	○	○	般・特新規に関する業種のみ
第 3 号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	○	○	
第 4 号	使用人数	○	○	
第 6 号	誓約書	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	※1 → P18を参照
	身分証明書	○	○	※2 → P18を参照
第 7 号	経營業務の管理責任者証明書	○	○	
	別紙:経營業務の管理責任者の略歴書	○	○	
第 8 号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	
第 9 号	実務経験証明書	○	○	・専任技術者、国家資格者、監理技術者について、該当するもののみ ・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	卒業証明書	○	○	
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	○	○	
	監理技術者資格者証(写)	○	○	
第 10 号	指導監督的実務経験証明書	△	△	特定建設業の許可を受けようとする場合で建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第 11 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第 11 号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表	△	△	一般建設業の許可のみ受けている者が特定建設業の許可を申請する場合のみ
第 12 号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	経營業務の管理責任者については、作成不要 ※7 → P18を参照
第 13 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	△	・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	△	×	定款の変更を要する場合のみ 原本証明が必要
第 14 号	株主(出資者)調書	△	×	変更を要する場合のみ提出
第 15 号	貸借対照表	×	×	
第 16 号	損益計算書 完成工事原価報告書	×	×	
第 17 号	株主資本等変動計算書	×	×	
第 17 号の2	注記表	×	×	
第 17 号の3	附属明細表	×	×	
第 18 号	貸借対照表	×	×	
第 19 号	損益計算書	×	×	
	登記事項証明書	△	△	登記事項の変更を要する場合のみ提出
第 20 号	営業の沿革	○	○	
第 20 号の2	所属建設業者団体	△	△	記載事項に変更がある場合
	事業税の納税証明書 (納税すべき額及び納付済額)	×	×	
第 20 号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
第 20 号の4	主要取引金融機関名	×	×	
	500万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいずれかの書類	△	△	自己資本の額が500万円未満のものが、新規許可後5年以内に一般建設業の申請を行う場合
第 22 号の4	廃業届	△	△	専任技術者の基準を満たさなくなったことにより、特定許可を受けた業種を一般許可に換える場合
	「経營業務の管理責任者」の要件を確認する書	×	×	
	「経營業務の管理責任者」の常勤性を確認する書類	○	○	※5 → P25～を参照
	「専任技術者」の常勤性を確認する書類	○	○	
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する書類	△	△	該当者がいる場合
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○	○	※6 → P30を参照
	法人番号を確認する書類	△	×	個人:添付不要 法人:P18参照

区分:○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がある書類

【許可申請区分8:業種追加+更新許可申請の場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第 1 号	建設業許可申請書	○	○	個人:提出不要 「営業所所在地の案内図」を含む 別紙2に記載した営業所順に記載
	別紙1:役員等の一覧表	○	×	
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	○	○	
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	○	○	
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	○	○	
第 2 号	別紙4:専任技術者一覧表	○	○	
第 2 号	工事経歴書	○	○	業種追加に関する業種のみ
第 3 号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	○	○	
第 4 号	使用人数	○	○	
第 6 号	誓約書	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	※1 → P18を参照
	身分証明書	○	○	※2 → P18を参照
第 7 号	経營業務の管理責任者証明書	○	○	
	別紙:経營業務の管理責任者の略歴書	○	○	
第 8 号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	
第 9 号	実務経歴証明書	○	○	・専任技術者、国家資格者、監理技術者について、該当するもののみ ・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	卒業証明書	○	○	
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	○	○	
	監理技術者資格者証(写)	○	○	
第 10 号	指導監督的実務経歴証明書	△	△	特定建設業の許可を受けようとする場合で建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第 11 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第 11 号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表	×	×	
第 12 号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調査	○	○	経營業務の管理責任者については、作成不要 ※7 → P18を参照
第 13 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	△	△	・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	△	×	定款の変更を要する場合のみ 原本証明が必要
第 14 号	株主(出資者)調査	△	×	変更を要する場合のみ提出
第 15 号	貸借対照表	×	×	
第 16 号	損益計算書 完成工事原価報告書	×	×	
第 17 号	株主資本等変動計算書	×	×	
第 17 号の2	注記表	×	×	
第 17 号の3	附属明細表	×	×	
第 18 号	貸借対照表	×	×	
第 19 号	損益計算書	×	×	
	登記事項証明書	△	△	登記事項の変更を要する場合のみ提出
第 20 号	営業の沿革	○	○	
第 20 号の2	所属建設業者団体	△	△	記載事項に変更がある場合
	事業税の納税証明書(納税すべき額及び納付済額)	×	×	
第 20 号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
第 20 号の4	主要取引金融機関名	×	×	
	5百万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいずれかの書類	△	△	自己資本の額が5百万円未満のものが、新規許可後5年以内に一般建設業の申請を行う場合
第 22 号の4	廃業届	△	△	専任技術者の基準を満たさなくなったことにより、特定許可を受けた業種を一般許可に換える場合
	「経營業務の管理責任者」の要件を確認する書	×	×	
	「経營業務の管理責任者」の常勤性を確認する書類	○	○	※5 → P25～を参照
	「専任技術者」の常勤性を確認する書類	○	○	
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する書類	△	△	該当者がいる場合
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○	○	※6 → P30を参照
	法人番号を確認する書類	△	×	個人:添付不要 法人:P18参照

区分:○印...必ず提出する必要がある書類

△印...備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印...提出する必要がない書類

【許可申請区分9:般・特新規+業種追加+更新許可申請の場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の可否		備考
		法人	個人	
第 1 号	建設業許可申請書	○	○	個人:提出不要 「営業所所在地の案内図」を含む
	別紙1:役員等の一覧表	○	×	
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	○	○	
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	○	○	
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	○	○	
第 2 号	別紙4:専任技術者一覧表	○	○	別紙2に記載した営業所順に記載
第 2 号	工事経歴書	○	○	般・特新規又は業種追加に関する業種のみ
第 3 号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	○	○	
第 4 号	使用人数	○	○	
第 6 号	誓約書	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	※1 → P18を参照
	身分証明書	○	○	※2 → P18を参照
第 7 号	経營業務の管理責任者証明書	○	○	
	別紙:経營業務の管理責任者の略歴書	○	○	
第 8 号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	
第 9 号	実務経験証明書	○	○	・専任技術者、国家資格者、監理技術者について、該当するもののみ
	卒業証明書	○	○	・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	○	○	
	監理技術者資格者証(写)	○	○	
第 10 号	指導監督的実務経験証明書	△	△	特定建設業の許可を受けようとする場合で建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第 11 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第 11 号の2	国家資格者等・監理技術者一覧表	△	△	一般建設業の許可のみ受けている者が特定建設業の許可を申請する場合のみ
第 12 号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調査	○	○	経營業務の管理責任者については、作成不要 ※7 → P18を参照
第 13 号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	△	△	・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	△	×	定款の変更を要する場合のみ 原本証明が必要
第 14 号	株主(出資者)調査	△	×	変更を要する場合のみ提出
第 15 号	貸借対照表	×	×	
第 16 号	損益計算書 完成工事原価報告書	×	×	
第 17 号	株主資本等変動計算書	×	×	
第 17 号の2	注記表	×	×	
第 17 号の3	附属明細表	×	×	
第 18 号	貸借対照表	×	×	
第 19 号	損益計算書	×	×	
	登記事項証明書	△	△	登記事項の変更を要する場合のみ提出
第 20 号	営業の沿革	○	○	
第 20 号の2	所属建設業者団体	△	△	記載事項に変更がある場合
	事業税の納税証明書(納税すべき額及び納付済額)	×	×	
第 20 号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
第 20 号の4	主要取引金融機関名	×	×	
	5百万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいずれかの書類	△	△	自己資本の額が5百万円未満のものが、新規許可後5年以内に一般建設業の申請を行う場合
第 22 号の4	廃業届	△	△	専任技術者の基準を満たさなくなったことにより、特定許可を受けた業種を一般許可に換える場合
	「経營業務の管理責任者」の要件を確認する書	×	×	
	「経營業務の管理責任者」の常勤性を確認する書類	○	○	※5 → P25～を参照
	「専任技術者」の常勤性を確認する書類	○	○	
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する書類	△	△	該当者がいる場合
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○	○	※6 → P30を参照
	法人番号を確認する書類	△	×	個人:添付不要 法人:P18参照

区分:○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印・・・提出する必要がない書類

【 注 意 事 項 】

※1 『一般建設業』と『特定建設業』の同時申請

○一般建設業の許可と特定建設業の許可を一つの申請書で同時に申請することができます。

※2 『許可日の一本化』

○更新の許可申請時に許可日（有効期間）が異なる業種の許可日を一本化することができます。

※3 『登記されていないことの証明書』

○成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。法務局及び地方法務局において申請日前3月以内に交付されたものを添付。

（法人：従来からの役員、法定代理人、建設業法施行令第3条の使用者。

なお、顧問、相談役、株主等は不要。

個人：事業主、建設業法施行令第3条の使用者)

※4 『身分証明書』

○成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の証明書。本籍地の市区町村において申請日前3月以内に交付されたものを添付。

（法人：従来からの役員、法定代理人、建設業法施行令第3条の使用者。

なお、顧問、相談役、株主等は不要。

個人：事業主、建設業法施行令第3条の使用者)

※5 『付属明細表（様式第17号の3）』

○特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当するものが提出。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって付属明細表の提出に代えることができます。

①資本金の額が1億円超であるもの。

②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計金額が200億円以上であるもの

※7 『許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人）の住所、生年月日等に関する調書』

○「顧問」及び「相談役」について、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。

○「株主等」について、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。

※8 「法人番号を確認する書類」

申請書類に記載された法人番号に誤りがないか確認するため、平成28年11月1日以降に初めて様式第1号「建設業許可申請書」、様式第22号の2「変更届出書」又は毎事業年度終了後に提出する「決算の変更届」を提出する場合、以下の書類のいずれかが必要。

○法人番号を確認できる法人番号指定通知書の写し

○「国税庁法人番号公表サイト」において、申請者の法人番号が表示された画面を印刷したもの

※一度上記法人番号を記載した書類を提出した方は、それ以降確認書類は不要。

※個人事業主は法人番号がないため、申請書への法人番号の記載及び確認書類の提出は不要。

経営業務の管理責任者
に係る要件確認書類一覧

島根県土木部土木総務課
建設産業対策室

「経營業務の管理責任者」に係る要件確認書類一覧

「経營業務の管理責任者」としての経験を確認するため書類です。審査の際に必要な場合がある場合は、別途資料等の提出を求められることがありますので、あらかじめご承知ください。

建設業法区分	経験区分	添付書類 ※次の <u>いずれか</u> の書類を添付してください。
法第7条第1号のイに該当する場合 ※許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有している場合	①個人企業の事業主としての経験が5年以上の場合	○経験期間中、事業主であったことが確認できる確定申告書の写し(住所、氏名、職業、屋号・雅号が記載されているものに限る。) ○経験期間中、事業主であったことが確認できる青色申告決算報告書の写し(住所、氏名、職業、屋号・雅号が記載されているものに限る。) ○経験期間中、請け負った許可を受けようとする建設工事に係る工事請負契約書又は注文書等の写し(請負者の屋号・雅号、事業主の氏名等が記載されているものに限る。) ○経験期間中、請け負った許可を受けようとする建設工事に係る工事請負契約内容証明書(請負者の屋号・雅号、事業主の氏名等が記載されているものに限る。)
	②法人の役員としての経験が5年以上の場合	○経験期間中、その法人の役員に就任していたことが確認できる登記事項証明書又は閉鎖登記簿謄本 ※登記簿の役員欄が、役員変更、重任等により差し替えられている場合(1丁から2丁等)は、差し替えられているものを全て添付 ○複数の法人の役員に就任していた経験を有している場合には、それぞれの法人の登記事項証明書又は閉鎖登記簿謄本をその年数分
	③営業所長・支店長の経験が5年以上ある場合	○経験期間中、在職した事業所の建設業許可申請書又は変更届出書の写し及び当該営業所が営んでいた許可業種が確認できる資料(建設業許可申請書の別表等)
	上記①～③の経験を組み合わせて5年以上の場合	○①～③の場合に添付する書類に準じ、それぞれの経験年数を確認できる書類

建設業法区分	経験区分	添付書類 ※次のいずれかの書類を添付してください。
<p>法第7条第1号のロに該当する場合</p> <p>※許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、6年以上経営業務の管理責任者としての経験を有している場合</p> <p>○単一の業種区分において6年以上の経験を有しているものではなく、複数の業種区分にわたるものでも可。</p> <p>○許可を受けようとする建設業に関する経営業務の補佐経験と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験とが通算6年以上ある場合についても該当。</p>	<p>①個人企業の事業主としての経験が6年以上の場合</p>	<p>○経験期間中、事業主であったことが確認できる確定申告書の写し(住所、氏名、職業、屋号・雅号が記載されているものに限る。)</p> <p>○経験期間中、事業主であったことが確認できる青色申告決算報告書の写し(住所、氏名、職業、屋号・雅号が記載されているものに限る。)</p> <p>○経験期間中、請け負った許可を受けようとする建設工事に係る工事請負契約書、注文書等の写し(請負者の屋号・雅号、事業主の氏名等が記載されているものに限る。)</p> <p>○経験期間中、請け負った許可を受けようとする建設工事に係る工事請負契約内容証明書(請負者の屋号・雅号、事業主の氏名等が記載されているものに限る。)</p>
	<p>②法人の役員としての経験が6年以上の場合</p>	<p>○経験期間中、その法人の役員に就任していたことが確認できる登記事項証明書又は閉鎖登記簿謄本</p> <p>※登記簿の役員欄が、役員変更、重任等により差し替えられている場合(1丁から2丁等)は、差し替えられているものを全て添付</p> <p>○複数の法人の役員に就任していた経験を有している場合には、それぞれの法人の登記事項証明書又は閉鎖登記簿謄本をその年数分</p>
	<p>③営業所長・支店長の経験が6年以上ある場合</p>	<p>○経験期間中、在職した事業所の建設業許可申請書又は変更届出書の写し及び当該営業所が営んでいた許可業種が確認できる資料(建設業許可申請書の別表等)</p>
	<p>④法人の執行役員としての経験が6年以上の場合</p>	<p>○経験期間中の当該法人の業務分掌規程及び組織図の写し</p> <p>○取締役会の議事録、執行役員規定、文書決裁規程等の写し</p> <p>※代表者による原本証明が必要</p> <p>○登記事項証明書又は閉鎖登記簿謄本(目的欄の変更登記がある場合は変更前後のもの)</p>
	<p>上記①～④の経験を組み合わせて6年以上の場合</p>	<p>○①～④の場合に添付する書類に準じ、それぞれの経験年数を確認できる書類</p>

建設業法区分	経験区分	添付書類 ※次の <u>全ての</u> 書類を添付してください。
<p>法第7条第1号のロに該当する場合</p> <p>※許可を受けようとする建設業に関し、経營業務の管理責任者に準じる地位にあって、経營業務を補佐した経験を有している場合</p> <p>○許可を受けようとする建設業に関する経營業務の補佐経験と、許可を受けようとする建設業又はそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験とが通算6年以上ある場合についても該当。</p> <p>○法人、個人又はその両方において、6年以上の経營業務の補佐経験を有する者については、許可を受けようとする者が法人であるか個人であるかを問わず該当。</p>	<p>①法人の執行役員を5年以上経験している場合</p>	<p>○経験期間中の当該法人の業務分掌規定及び組織図の写し</p> <p>○取締役会の議事録、執行役員規程、文書決裁規程等の写し</p> <p>※代表者による原本証明が必要</p> <p>○登記事項証明書又は閉鎖登記簿謄本(目的欄の変更登記がある場合は変更前後のもの)</p>
	<p>②法人の役員に次ぐ職制上の地位を6年以上経験している場合</p> <p>-----</p> <p>組合理事、支店長、営業所長又は支配人に次ぐ職制上の地位を6年以上有している場合</p>	<p>○経験期間中の当該法人等の業務分掌規定及び組織図の写し(当該役職が、役員等に次ぐ職制上の地位にあることが確認できるものに限る)</p> <p>※代表者による原本証明が必要</p> <p>○当該法人等の決裁規程の写し(当該役職等が、経營業務の執行に関し、役員等に準ずる権限を有することが確認できるものに限る)</p> <p>※書類代表者による原本証明が必要</p>
	<p>③個人企業の事業主の相続人又は親族(親子、配偶者、兄弟等)が、経營業務を補佐した経験を6年以上有している場合</p>	<p>○経験期間中の事業主の確定申告書の写し(住所、氏名、職業、屋号・雅号が記載されているものに限る。)で、<u>事業専従者</u>の欄にその者の氏名が記載されているもの</p> <p>※事業専従者の欄にその者の名前がない場合は、事業主との関係が分かる書類(戸籍抄本等)</p> <p>※経營業務を補佐した個人企業が許可業者でない場合は、許可を受けようとする建設工事に係る請負契約書、注文書等の写し又は発注証明書</p>
	<p>④上記①～③の経験を組み合わせ6年以上の場合</p>	<p>○①～③の場合に添付する書類に準じ、それぞれの経験年数を確認できる書類</p>
	<p>⑤小規模零細な法人の経營業務の管理責任者かつ代表者であった者が死亡した場合等で、その相続人がその法人の役員経験だけでは要件を満たさず、その法人の個人企業時代の経營業務の補佐経験と合わせて6年以上の場合</p>	<p>○登記事項証明書又は閉鎖登記簿謄本。</p> <p>○個人企業時代の事業主の確定申告書の写し(住所、氏名、職業、屋号・雅号が記載されているものに限る。)で、<u>事業専従者</u>の欄にその者の氏名が記載されているものを、役員経験年数で不足する年数分</p>

【特記事項】

○以下に該当する場合は、上記に求める経験確認書類の提出は、原則不要です。

- (1) 建設業の許可を受けている個人企業が、法人を設立したことに伴い、法人として新たに新規許可申請（法人成新規申請）を行う場合において、個人企業時代の事業主が引き続き当該法人の経營業務の管理責任者となる場合
- (2) 建設業の許可を受けている法人が営業譲渡を行い、営業譲渡先の法人が許可申請を行う場合において、営業譲渡を行った法人で経營業務の管理責任者として登録をされていた者が引き続き営業譲渡先の法人で経營業務の管理責任者となる場合
- (3) 建設業の許可を受けている法人が吸収合併される場合において、吸収した側の法人（存続会社）が許可申請を行う場合において、吸収合併をされた法人（消滅会社）で経營業務の管理責任者として登録されていた者が引き続き存続会社の経營業務の管理責任者となる場合
- (4) その他、上記のケースと同等と認められる場合

常勤性の確認書類一覧

島根県土木部土木総務課
建設産業対策室

常勤性の確認書類一覧

「経営業務の管理責任者」、「専任技術者」及び「建設業法施行令第3条に規定する使用人」に関して、常勤性を確認するため書類です。ただし、審査する際に必要が生じた場合には、別途資料等の提出を求められることがありますので、あらかじめご承知ください。

○常勤性確認書類A

原則として次の書類を提出してください。

法人・個人	該当者	添付書類 ※次のいずれかの書類を添付してください。
個人	事業主	<ul style="list-style-type: none"> ○申請直前の決算期における確定申告書の写し(住所、氏名、生年月日、職業、屋号・雅号の記載のあるものに限る。) ○申請直前の決算期における青色申告決算報告書の写し(住所、氏名、生年月日、職業、屋号・雅号の記載のあるものに限る。) ○健康保険被保険者証の写し(事業所名が記載されているものに限る。氏名、生年月日、事業所名が記載されている表面の写し。) ○健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ○健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
	事業主以外の方	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険被保険者証の写し(事業所名が記載されているものに限る。氏名、生年月日、事業所名が記載されている表面の写し。) ○健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ○健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ○雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し
法人		<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険被保険者証の写し(事業所名が記載されているものに限る。氏名、生年月日、事業所名が記載されている表面の写し。) ○健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ○健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ○雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し

○常勤性確認書類B

後期高齢者医療制度の対象者(75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者)等で、上記Aの書類が添付できない場合は、確約書(別紙1参照)及び次のいずれかの書類を提出してください。

○住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)(写) + 同(納税義務者用)(写)
○給与支払報告書(写)又は給与所得の源泉徴収票(写) + 市町村が発行する所得証明書

○創業後1年未満である場合など、上記の書類A・Bがいずれも提出できないときには、管轄の県土整備事務所等に事前にご相談のうえ、確約書(別紙2参照)及び住民票を提出してください。

別紙 1 (常勤性確認書類Bを添付する場合)

確 約 書

平成 年 月 日付けで提出しました建設業許可申請に関して、下記の者は常勤であることを確約します。

なお、この確約書の内容に相違があるときは、建設業法に基づく処分があることを承知しております。

平成 年 月 日

申請者

印

記

1 常勤であると確約する者（次の①～③のうち該当するものに○印を記載）

氏 名

生年月日

現 住 所

- ① 経營業務の管理責任者
- ② 専任技術者
- ③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人

2 添付書類（次の①又は②の書類を必ず添付。添付した書類に○印を記載）

① 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）（写）＋同（納税義務者用）（写）

② 給与支払報告書（写）又は給与所得の源泉徴収票（写）＋市町村が発行する所得証明書

3 常勤性確認書類Aを提出できない理由

※1. この確約書は、1名につき1枚ずつ作成してください。

※2. ①の書類を添付する場合、特別徴収義務者用と納税義務者用のそれぞれに記載されている「特別徴収税額」の金額が異なる場合には理由を記載してください。

※3. ②の書類を添付する場合、給与支払報告書又は給与所得の源泉徴収票と市町村が発行する所得証明書のそれぞれに記載されている「給与所得額」等の金額が異なる場合には、理由を記載してください。

別紙2（常勤性確認書類がA・Bいずれも添付できない場合）

確 約 書

平成 年 月 日付けで提出しました建設業許可申請に関して、下記の者は、常勤性確認書類を提出することができませんが、常勤であることを確約します。

なお、この確約書の内容に相違があるときは、建設業法に基づく処分があることを承知しております。

平成 年 月 日

申請者

印

記

1 常勤であると確約する者（次の①～③のうち該当するものに○印を記載）

氏 名

生年月日

現 住 所

- ① 経營業務の管理責任者
- ② 専任技術者
- ③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人

3 常勤性確認書類がA・Bいずれも提出できない理由

4 添付書類

住 民 票

- ※1. この確約書は、1名につき1枚ずつ作成してください。
- ※2. 住民票を必ず添付してください。
- ※3. 常勤する営業所から住民票記載の住所が著しく遠方である場合は、理由を記載してください。
- ※4. 住民票記載の住所と居住地が異なる場合は、確認資料を添付してください。
例：被確約者に対する居住地の公共料金の請求書など。

記載例

別紙1（常勤性確認書類Bを添付する場合）

確 約 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出しました建設業許可申請に関して、下記の者は常勤であることを確約します。

なお、この確約書の内容に相違があるときは、建設業法に基づく処分があることを承知しております。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 □□□建設
代表取締役 □□□□ 印

記

1 常勤であると確約する者（次の①～③のうち該当するものに○印を記載）

氏 名 ○○○○

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

現住所 島根県〇〇市〇〇町〇〇—〇〇

① 経營業務の管理責任者

② 専任技術者

③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人

2 添付書類（次の①又は②の書類を必ず添付。添付した書類に○印を記載）

① 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）（写）＋同（納税義務者用）（写）

② 給与支払報告書（写）又は給与所得の源泉徴収票（写）＋市町村が発行する所得証明書

3 常勤性確認書類Aを提出できない理由

【例：後期高齢者医療制度の対象者の場合】

上記の者は、75歳以上の後期高齢者医療制度の対象者であるため、雇用保険・健康保険・厚生年金保険には加入していません。

よって、常勤性確認書類Aが提出できません。

記載例

別紙2

※常勤性確認書類がA・Bいずれも添付できない場合

確 約 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出しました建設業許可申請に関して、下記の者は、常勤性確認書類を提出することができませんが、常勤であることを確約します。

なお、この確約書の内容に相違があるときは、建設業法に基づく処分があることを承知しております。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 □□□建設（株）
代表取締役 □□□□ 印

記

- 1 常勤であると確約する者（次の①～③のうち該当するものに○印を記載）

氏 名 ○○○○

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

現住所 島根県〇〇市〇〇町〇〇—〇〇

① 経營業務の管理責任者

② 専任技術者

③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人

- 3 常勤性確認書類がA・Bいずれも提出できない理由

【例1：個人事業主の場合】

上記の者は、個人事業主本人であるため、雇用保険及び健康保険・厚生年金保険に加入していません。

また、個人事業主として創業したばかりであって、最初の営業年度が終了していないため、納税申告をしておらず、したがって確定申告書等がありません。

よって、県から求められる常勤性確認書類A・Bともに提出できません。

【例2：法人役員の場合】

上記の者は、取締役であるため雇用保険には加入しておらず、75歳以上の後期高齢者医療制度の対象者であるため、健康保険・厚生年金保険にも加入していません。

また、住民税は普通徴収（個人納入）であり、法人として創業したばかりであって、最初の営業年度を終了していないため、給与支払報告書もありません。

よって、県から求められる常勤性確認書類A・Bともに提出できません。

- 4 添付書類

住民票

「健康保険等の加入状況」に関する確認書類

「健康保険」「厚生年金保険」及び「雇用保険」の加入状況を確認するための書類は、下記のとおりです。ただし、審査する際に必要が生じた場合には、別途資料等の提出を求められることがありますので、あらかじめご承知ください。

1. 健康保険・厚生年金保険

下記の①又は②の書類のいずれか一つ

①許可申請時の直前の保険料の納入に係る「領収証書」の写し

②許可申請時の直前の保険料の納入に係る「納入証明書」の写し

ただし、やむを得ない事情により上記の書類が提出できない場合は、準じる資料として、下記③の書類も可とします。

③全従業員分の「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し等

※「建設国保」に加入している場合

法人や常時5人以上の従業員を使用している個人事業者が、建設国保（全国建設工事業国民健康保険組合等）に加入している場合で、健康保険被保険者適用除外承認申請による承認を受けている場合は、「適用除外」として取り扱います。この場合、「保険加入の有無」の「健康保険」の欄には「3」と記入し、全従業員分の「健康保険被保険者適用除外承認申請書（受付印のあるもの）」又は被保険者証の写しを提出してください。

2. 雇用保険

ア 自社で申告納付している場合

下記の①の書類

①許可申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し

ただし、やむを得ない事情により上記の書類が提出できない場合は、準じる資料として、下記②の書類も可とします。

②全従業員分の「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」の写し等

イ 労働保険事務組合に委託している場合

事務組合発行の「労働保険料納入通知書」の写し及びこれにより納入した保険料の「領収書」の写し

変更等の届出及び提出書類一覧

島根県土木部土木総務課
建設産業対策室

目 次

1	商号又は名称変更した場合	P. 33
2	既存の営業所の名称、所在地等又は業種を変更した場合	P. 34
3	資本金額(又は出資総額)を変更した場合	P. 35
4	役員等に変更(代表者変更、役員等就任・退任等)があった場合	P. 36
5	個人の事業主又は支配人が改姓、改名した場合	P. 37
6	支配人が新任又は退任した場合	P. 38
7	経營業務の管理責任者に変更があった場合	P. 39
8	経營業務の管理責任者が改姓、改名した場合	P. 40
9	専任技術者を変更した場合	P. 41
10	専任技術者が改姓、改名した場合	P. 42
11	営業所を新設した場合(営業所代表者の新任も含む)	P. 43
12	営業所の代表者を変更した場合	P. 44
13	経營業務の管理責任者又は専任技術者の要件を欠いた場合 専任技術者を削除する場合	P. 45
14	毎當事業度(決算期)を経過した場合	P. 46
15	法第8条1号及び7号から11号に該当した場合	P. 47
16	国家資格者・監理技術者一覧表に記載した技術者に変更があった場合	P. 48
17	廃業等の届出	P. 49
18	決算の変更届出書チェックリスト(法人用)	P. 50
19	決算の変更届出書チェックリスト(個人用)	P. 51

※ 届出内容を審査する際に必要が生じた場合には、各一覧表に記載する以外に別途資料等の提出を求める場合がありますので、あらかじめご承知ください。

【商号又は名称変更をした場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	○	第一面のみ
	定款の写し	△	×	組織変更の場合のみ (有)→(株)
	登記事項証明書	○	×	
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印・・・提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから30日以内
------	------------------

【注意事項】

- 組織変更の場合で資本金又は出資金も変更した場合は、この届出に併せて資本金変更の届出も必要です。

【既存営業所の名称・所在地・業種等を変更した場合】

【営業所を廃止した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の可否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	○	第一面及び第二面提出
	営業所所在地案内図	△	△	所在地変更の場合のみ
	登記事項証明書	△	×	登記事項の変更が必要な場合のみ
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印・・・提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから30日以内
------	------------------

【注意事項】

- 営業所の廃止→専任技術者証明書(新規・変更)[第8号]による変更・削除又は届出書[第22号の3]により削除の届出が同時に必要です。
- 営業所の業種追加→専任技術者証明書(新規・変更)[第8号]にて変更の届出が同時に必要です。

【資本金額(又は出資金額)を変更した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	×	第一面のみ
第14号	株主(出資者)調書	○	×	
	登記事項証明書	○	×	
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印・・・提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから30日以内
------	------------------

【注意事項】

- 出資者の内訳に変更があった場合でも、資本金額(又は出資金額)に変更がない場合には、提出する必要はありません。

【役員等に変更(代表者変更、役員等就任・退任等)があった場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の可否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	△	第一面のみ
第1号(別紙1)	役員等の一覧表	○	△	
第6号	誓約書	△	△	新任役員等がいる場合のみ
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書 ※1	△	△	新任役員等及び代表者を新任又は退任となった役員等のみ
第14号	株主(出資者)調書	△	△	株主等に変更があった場合のみ※4
	登記されていないことの証明書 ※2	△	△	新任の役員のみ。相談役、顧問、株主等は不要
	身分証明書 ※3	△	△	新任の役員のみ。相談役、顧問、株主等は不要
	登記事項証明書	△	△	登記事項の変更が必要な場合のみ
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから30日以内
------	------------------

【注意事項】

○ 経營業務の管理責任者である役員が、退任又は非常勤役員となった場合は、同時に経營業務の管理責任者証明書[第7号]にて、変更の届出が必要です。

※1 様式第7号別紙に記載のある者については、作成不要です。

※2 新任の役員が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書です。

法務局及び地方法務局において申請日前3月以内に交付されたものを添付してください。

※3 新任の役員が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の証明書です。

本籍地の市区町村において申請日前3月以内に交付されたものを添付してください。

※4 株主等は、新たに「100分の5以上の株主等」となる場合又は100分の5に満たなくなる場合に変更の届出が必要です。

【個人の事業主又は支配人が改姓、改名した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書		○	第一面のみ
	戸籍抄本又は住民票の抄本		△	個人事業主の場合のみ ※本籍地、筆頭者等氏名の更確認に不要な記載事項は消して提出
	登記事項証明書		△	支配人の場合のみ
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから30日以内
------	------------------

【注意事項】

- 上記の個人事業主及び支配人が経營業務の管理責任者である場合は、経營業務の管理責任者の変更の届出も必要です(専任技術者であった場合も同様。)

【変更等事項:支配人が新任又は退任した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書		○	第一面のみ
第6号	誓約書		△	新任の場合
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		△	新任の場合
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書		△	新任の支配人のみ
	登記されていないことの証明書 ※1		△	新任の支配人のみ
	身分証明書 ※2		△	新任の支配人のみ
	登記事項証明書		○	
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する書類		△	新任の支配人のみ 「常勤性確認書類一覧」参照
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印・・・提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから30日以内
------	------------------

【注意事項】

- 上記の支配人が経營業務の管理責任者である場合は、経營業務の管理責任者の変更の届出も必要です(専任技術者であった場合も同様。)

※1 支配人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書です。
法務局及び地方方法務局において申請日前 3月以内に交付されたものを添付してください。

※2 支配人が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の証明書です。本籍地の市区町村において申請日前3月以内に交付されたものを添付してください。

【経營業務の管理責任者に変更があった場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の可否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	○	第一面のみ
第7号	経營業務の管理責任者証明書	○	○	
第7号別紙	経營業務の管理責任者の略歴書	○	○	
	経營業務の管理責任者の経験を確認する書類	○	○	「経營業務の管理責任者に係る経験確認書類一覧」参照
	経營業務の管理責任者の常勤性を確認する書類	○	○	「常勤性の確認書類一覧」参照
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから2週間以内
------	------------------

【経營業務の管理責任者が改姓、改名した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	○	第一面のみ
第7号	経營業務の管理責任者証明書	○	○	
第7号別紙	経營業務の管理責任者の略歴書	○	○	
	戸籍抄本又は住民票の抄本	×	○	個人事業主の場合のみ ※本籍地、筆頭者等氏名の変更確認に不要な記載事項は消して提出
	登記事項証明書	○	△	支配人の氏名に変更があった場合のみ
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

△印・・・備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印・・・提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから2週間以内
------	------------------

【専任技術者を変更した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	○	第一面のみ※2
第1号(別紙4)	専任技術者一覧表	○	○	※2
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	
第9号	実務経験証明書	○	○	専任技術者の方が取得している国家資格の合格証明書等いずれか該当するもののみ提出 ※削除の届出の場合は不要
	卒業証明書	○	○	
	国家資格の合格証明書等資格証明書 ※1	○	○	
	監理技術者資格者証	○	○	
第10号	指導監督的実務経験証明書(④)	△	△	該当者がいる場合のみ
	専任技術者の常勤性を確認する書類	○	○	
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印・・・提出する必要がある書類

提出時期	事実の発生したときから2週間以内
------	------------------

【注意事項】

○ 現在届け出されている専任技術者に代えて新たな者を届け出る場合は、従前の専任技術者について、同時に削除の届出が必要です。

※1 技術検定の合格後合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとします。(以下同じ。)

※2 「担当業種又は有資格区分の変更」のみの場合も、変更届出書及び専任技術者一覧表をご提出下さい。

【変更等事項:営業所を新設した場合(営業所代表者の新任も含む)】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	○	第一面及び第二面提出
第1号(別紙4)	専任技術者一覧表	○	○	
	営業所所在地案内図	○	○	
第6号	誓約書	○	○	
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	
第9号	実務経験証明書	○	○	専任技術者の方が取得している国家資格の合格証明書等いずれか該当するもののみ提出
	卒業証明書	○	○	
	国家資格の合格証明書等資格証明書	○	○	
	監理技術者資格者証	○	○	
第10号	指導監督的実務経験証明書	△	△	該当者がいる場合のみ
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	新任及び記載内容に変更が生じる建設業法施行令第3条に規定する使用人のみ
	登記事項証明書	△	△	登記事項の変更が必要な場合のみ
	登記されていないことの証明書 ※1	○	○	新任の建設業法施行令第3条に規定する使用人のみ
	身分証明書 ※2	○	○	
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する書類	○	○	
	専任技術者の常勤性を確認する書類	○	○	
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから30日以内
------	------------------

※1 建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書です。法務局及び地方法務局において申請日前3月以内に交付されたものを添付してください。

※2 建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の証明書です。本籍地の市区町村において申請日前3月以内に交付されたものを添付してください。

【専任技術者が改姓、改名した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の可否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	○	第一面のみ
第1号(別紙4)	専任技術者一覧表	○	○	
第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	
	戸籍抄本又は住民票の抄本	○	○	本籍地、筆頭者等氏名の変更確認に不要な記載事項は消して提出
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印・・・提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから2週間以内
------	------------------

【注意事項】

- この届出と同時に、変更前の氏名について同時に削除の届出も必要です。

【変更等事項:営業所の代表者を変更した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	○	第一面のみ
第6号	誓約書	○	○	
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	新任の建設業法施行令第3条に規定する使用人のみ
	登記されていないことの証明書 ※1	○	○	
	身分証明書 ※2	○	○	
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する書類	○	○	
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印・・・提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから2週間以内
------	------------------

※1 建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書です。法務局及び地方法務局において申請日前3月以内に交付されたものを添付してください。

※2 建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の証明書です。本籍地の市区町村において申請日前3月以内に交付されたものを添付してください。

【経營業務の管理責任者又は専任技術者の要件を欠いた場合】
【専任技術者を削除する場合(以下の場合のみ)】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の3	届出書	○	○	
第22号の2	変更届出書	○	○	第一面のみ
第1号(別紙4)	専任技術者一覧表	△	△	届出書(様式第22号の3)の届出理由(4)の場合
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印・・・提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから2週間以内
------	------------------

【注意事項】

- 届出書で専任技術者の削除を届け出る場合は、以下のとおりです。
 - ①一部業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴う削除の場合
 - ②専任技術者の資格要件の基準を満たさなくなった場合の削除の場合
但し、廃業しない業種について、引き続き専任技術者となる場合や営業所を変更して引き続き専任技術者となる場合は、専任技術者証明書(新規・変更)〔第8号〕にて届け出てください。
- 一部業種の廃業に伴う専任技術者を削除する場合は、同時に廃業届〔第22号の4〕も必要です。

【毎営業年度(決算期)を経過した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
別紙8	変更届出書	○	○	
第2号	工事経歴書	○	○	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	
第4号	使用人数	△	△	変更があった場合のみ
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	変更があった場合のみ
	定款	△	×	変更があった場合のみ
第15号	貸借対照表	○	×	
第16号	損益計算書 完成工事原価報告書	○	×	
第17号	株主資本等変動計算書	○	×	
第17号の2	注記表	○	×	
第17号の3	附属明細表	△	×	※
	事業報告書	△	×	特例有限責任会社を除く株式会社のみ
第18号	貸借対照表	×	○	
第19号	損益計算書	×	○	
	事業税の納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	○	○	
第20号の3	健康保険等の加入状況	△	△	変更があった場合のみ
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	△	△	変更があった場合のみ
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印・・・提出する必要がない書類

提出時期	毎事業年度経過後4ヶ月以内
------	---------------

※特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当するものが提出。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細書の提出に代えることができます。

①資本金の額が1億円超であるもの。

②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計金額が200億円以上であるもの

【欠格要件(法第8条1号及び7号から13号)に該当した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の可否		備考
		法人	個人	
第22号の3	届出書	○	○	

区分: ○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印・・・提出する必要がある書類

提出時期	事実の発生したときから2週間以内
------	------------------

【国家資格者・監理技術者一覧表に記載した技術者に変更があった場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第11号の2	国家資格者・監理技術者一覧表	○	○	
第9号	実務経験証明書	○	○	専任技術者の方が取得している国家資格の合格証明書等いずれか該当するもののみ提出 ※削除の届出の場合は不要
	卒業証明書	○	○	
	国家資格の合格証明書等資格証明書	○	○	
	監理技術者資格者証	○	○	
第10号	指導監督的実務経験証明書(④)	△	△	該当者がいる場合のみ

区分：○印・・・必ず提出する必要がある書類

△印・・・備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印・・・提出する必要がない書類

提出時期	<p>每事業年度経過後4ヶ月以内</p> <p>※技術者が退職した場合は、「技術者の削除」の届出を速やかに行ってください。</p>
------	---

【廃業等の届出】

○下表の事例に該当になった場合は、下記のとおり廃業届(第22号の4)と添付書類の届出が必要です。

届出区分	事例	届出義務者	添付書類及び特記事項
法人	法人が合併により消滅した場合	消滅会社の役員	
	法人が破産手続開始の決定により解散した場合	破産管財人	裁判所発行の身分証明書又は管財人選任通知(写)
	法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	清算人	法務局発行の清算人の印鑑証明書(廃業届に清算人の実印押印)
	許可を受けた建設業を廃止した場合	役員	
個人	許可に係る建設業者が死亡した場合	相続人	戸籍抄本(亡くなった者との間柄を証する書類)
	許可を受けた建設業を廃止した場合	本人	

提出時期	事実の発生したときから30日以内
------	------------------

【注意事項】

- 一部業種の廃業の場合には、専任技術者証明書[第8号]による専任技術者の変更又は届出書(第22号の3)による専任技術者の削除が必要となるので、同時に届出が必要です。
- また、一部業種の廃業の場合、変更届出書(第22号の2)も提出して下さい。
- 専任技術者の基準を満たさなくなったことにより、特定建設業の許可を受けた業種を一般建設業の許可に換える場合は、特定建設業許可に係る廃業届と併せて、一般建設業許可の申請が必要です。

決算の変更届出書チェックリスト(法人用)

	チェック欄
1 届出書類が全て整っているか。(大臣許可は2部、知事許可は3部)	
決算関係添付書類	
① 変更届出書表紙(許可番号、法人番号、届出者欄、印、営業年度)	
② 工事経歴書(様式第2号)	
③ 直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)	
④ 貸借対照表(様式第15号)	
⑤ 損益計算表(様式第16号)	
⑥ 完成工事原価報告書	
⑦ 株主資本等変動計算書(様式第17号)	
⑧ 注記表(様式第17号の2)	
⑨ 附属明細表(様式第17号の3) ※1	
⑩ 事業報告書(特例有限会社を除く株式会社のみ)	
⑪ 納税証明書(大臣許可は、法人税、知事許可は事業税)	
⑫ 法人番号を確認する書類(P18に該当する場合必要)	
使用人数に変更があった場合	
① 使用人数を記載した書面(様式第4号)	
令第3条に規定する使用人の一覧表に変更があった場合	
① 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)	
定款に変更があった場合	
① 定款(原本証明付きのもの)	
健康保険等の加入状況等に変更があった場合	
① 健康保険等の加入状況	
② 健康保険等の加入状況を確認する書類	
2-1 工事経歴書(経営事項審査を申請する場合)	
① 許可業種について、業種毎に全て添付されているか(実績がない許可業種についても「実績なし」と記載してあるか)。	
② 税抜が選択されているか。(非課税業者を除く)	
③ 元請工事に係る完成工事について、その元請工事請負代金額の合計額の7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に記載されているか。ただし、500万円(建築1,500万円)未満の工事については10件記載してあれば7割に達していなくても良い。	
④ ③に続けて、③以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、全ての完成工事高の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載されているか。ただし、500万円(建築1,500万円)未満の工事については③で記載した件数と合計して10件記載してあれば7割に達していなくても良い。	
⑤ ④に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載されているか。	
⑥ 全ての工事について、配置技術者氏名が記載されているか。また、主任技術者若しくは監理技術者が選択されているか。	
⑦ 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。(例:注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等と記載する等)	
⑧ 工事現場の所在地について、都道府県名及び市町村名が記載されているか。	
⑨ 工事名について、明らかに建設工事と認められないものが含まれてないか(除草、除雪、点検、清掃業務等)。	
⑩ 請負代金の額について、工事進行基準を採用している場合は、当該工事進行基準が適用されている完工高について括弧書きで附記されているか。	
⑪ 小計・合計欄が記載されているか。	
2-2 工事経歴書(経営事項審査を申請しない場合)	
① 許可業種について、業種毎に全て添付されているか(実績がない許可業種についても「実績なし」と記載してあるか)。	
② 税込・税抜が選択されているか。	
③ 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載されているか。それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載されているか。	
④ 全ての工事について、配置技術者氏名が記載されているか。また、主任技術者若しくは監理技術者が選択されているか。	
⑤ 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。(例:注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等と記載する等)	
⑥ 工事現場の所在地について、都道府県名及び市町村名が記載されているか。	
⑦ 工事名について、明らかに建設工事と認められないものが含まれてないか。(除草、除雪、点検、清掃業務等)	
⑧ 小計・合計欄が記載されているか。	
3 直前3年の各事業年度における工事施工金額	
許可業種がすべて記載されているか。	
全ての事業年度について業種毎、注文者毎の内訳が記載されているか。	
4 貸借対照表	
資産合計と負債純資産合計が一致しているか。	
5 損益計算書	
完成工事高=直前3年の工事施工金額(様式第3号)の当期合計額	
完成工事原価=完成工事原価報告書	
6 注記表	
税込処理又は税抜処理が記載してあるか。	
工事進行基準を採用している場合(工事経歴書の記載を確認)は、その旨の記載があること。	
7 納税証明書	
税額入りであること。(許可行政庁提出分は正本であること。)	

※1 資本金1億円超又は負債合計200億円以上の特例有限会社を除く株式会社のみ該当。ただし、有価証券報告書提出会社については、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表(様式第17号の3)の提出は不要。

決算の変更届出書チェックリスト(個人用)

		チェック欄
1 届出書類が全て整っているか。(知事許可、3部)		
決算関係添付書類		
	① 変更届出書表紙(許可番号、届出者欄、印、営業年度)※法人番号欄は記載不要	
	② 工事経歴書(様式第2号)	
	③ 直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)	
	④ 貸借対照表(様式第18号)	
	⑤ 損益計算表(様式第19号)	
	⑥ 納税証明書(大臣許可は所得税、知事許可は事業税)	
使用人数に変更があった場合		
	① 使用人数を記載した書面(様式第4号)	
令第3条に規定する使用人の一覧表に変更があった場合		
	① 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)	
健康保険等の加入状況等に変更があった場合		
	① 健康保険等の加入状況	
	② 健康保険等の加入状況を確認する書類	
2-1 工事経歴書(経営事項審査を申請する場合)		
	① 許可業種について、業種毎に全て添付されているか(実績がない許可業種についても「実績なし」と記載してあるか)。	
	② 税抜が選択されているか。(非課税業者を除く)	
	③ 元請工事に係る完成工事について、その元請工事請負代金額の合計額の7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に記載されているか。ただし、500万円(建築1,500万円)未満の工事については10件記載してあれば7割に達していなくても良い。	
	④ ③に続けて、③以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、全ての完成工事高の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載されているか。ただし、500万円(建築1,500万円)未満の工事については③で記載した件数と合計して10件記載してあれば7割に達していなくても良い。	
	⑤ ④に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載されているか。	
	⑥ 全ての工事について、配置技術者氏名が記載されているか。また、主任技術者若しくは監理技術者が選択されているか。	
	⑦ 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。(例:注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等と記載する等)	
	⑧ 工事現場の所在地について、都道府県名及び市町村名が記載されているか。	
	⑨ 工事名について、明らかに建設工事と認められないものが含まれてないか(除草、除雪、点検、清掃業務等)。	
	⑩ 請負代金の額について、工事進行基準を採用している場合は、当該工事進行基準が適用されている完工高について括弧書きで附記されているか。	
	⑪ 小計・合計欄が記載されているか。	
2-2 工事経歴書(経営事項審査を申請しない場合)		
	① 許可業種について、業種毎に全て添付されているか(実績がない許可業種についても「実績なし」と記載してあるか)。	
	② 税込・税抜が選択されているか。	
	③ 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載されているか。それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載されているか。	
	④ 全ての工事について、配置技術者氏名が記載されているか。また、主任技術者若しくは監理技術者が選択されているか。	
	⑤ 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。(例:注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等と記載する等)	
	⑥ 工事現場の所在地について、都道府県名及び市町村名が記載されているか。	
	⑦ 工事名について、明らかに建設工事と認められないものが含まれてないか。(除草、除雪、点検、清掃業務等)	
	⑧ 小計・合計欄が記載されているか	
3 直前3年の各事業年度における工事施工金額		
	許可業種がすべて記載されているか。	
	全ての事業年度について業種毎、注文者毎の内訳が記載されているか。	
4 貸借対照表		
	資産合計と負債純資産合計が一致しているか。	
	事業主利益が損益計算書の事業主利益と一致しているか。	
	税込処理又は税抜処理が記載してあるか。	
5 損益計算書		
	完成工事高＝直前3年の工事施工金額(様式第3号)の当期合計額	
	工事進行基準を採用している場合(工事経歴書の記載を確認)は、その旨の記載があること。	
6 納税証明書		
	税額入りであること。(許可行政庁提出分は正本であること。)	